**平成３０年（フ）第３３０号**
大阪府枚方市牧野本町２丁目24番５号
債務者　玉野　　仁
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３４１号**
大阪市北区長柄東２丁目１番22―506号
債務者　森上　　操
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３４４号**
大阪市阿倍野区阪南町４丁目18番14号　ジョイテル西田辺Ⅰ　202号
債務者　杉尾　　愛
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４０４号**
大阪府高槻市芝生町２丁目32番18―203号
債務者　矢野　弘司
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４０６号**
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番30―302号
債務者　藤岡木の実（旧姓好川）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４２２号**
大阪市住吉区我孫子３丁目13番２号　弥生ハイツ１－Ｄ
債務者　池本　武子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４２５号**
大阪府東大阪市菱屋東２丁目２番13号　マツラハイツ　101
債務者　石谷千恵子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８６号**
香川県東かがわ市横内116番地２
債務者　松本　美佐（旧姓名和）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１５２号**
香川県丸亀市郡家町1993番地５　プロヌーブ郡家203号
債務者　都築　麻衣
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成３０年（フ）第７号**
香川県坂出市府中町5001番地９　県営府中団地１棟102号
債務者　福田　静佳（旧姓畑島）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成３０年（フ）第１号**
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　勝立市営住宅９棟15号
債務者　大神　勝男
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２９年（フ）第１８７号**
青森県八戸市小田２丁目３番15号
債務者　河原木百合子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成３０年（フ）第４２号**
仙台市泉区向陽台３丁目21番１号、従前の住所青森市岡造道２丁目14番３号
債務者　高坂　由香
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第５０号**
仙台市泉区南光台７丁目４番17号　戸ケ瀬ビル303
債務者　若生ゆかり
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７２号**
福島市本内字南町裏17番地の１　ＭＵハイツＢ101
債務者　阪内千恵子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第１４４２号**
千葉県市原市青柳３丁目３番地１　くすの木荘
債務者　青木　保行
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４５１号**
千葉市中央区東千葉２丁目10番25号　クリスタルライトハウス402号
債務者　小長谷悦子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係